

ちえのわ

No.77 (2017年2月)

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター運営委員会、清瀬市消費生活センター
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター (電話) 042 (495) 6211

消費生活講座 「もしも」の時に備えるために…

「エンディングノートと葬儀の話」 を開催しました！

2月3日(金)に「一般社団法人日本エンディングサポート協会」から理事長の佐々木悦子さんをお招きし、自分に「もしも」のことがあったとき、家族や大切な人へ伝えておきたいことをまとめたエンディングノートの作り方や気になる葬儀や費用の話について学びました。



「もしも」に備えて確認したい17のこと

- ①緊急連絡先
- ②かかりつけの病院
- ③ふだん服用しているお薬
- ④入院・介護の手配をしてくれる人
- ⑤病院に支払うお金
- ⑥保険に加入しているかどうか
- ⑦任意後見人を指名しているかどうか
- ⑧介護についての希望
- ⑨命にかかわる病名の告知をしてよいかどうか
- ⑩余命の告知をしてよいかどうか
- ⑪延命治療を希望するかどうか
- ⑫お葬式についての希望
- ⑬自分の財産(資産と負債)について把握しているか
- ⑭遺言書の有無
- ⑮相続について決めているか
- ⑯遺品の処分方法を決めているか
- ⑰埋葬方法について決めているか



遺言書の書き方

最近、「終活」（しゅうかつ）という言葉を見かけることが多くなりました。終活は「人生の終わりに向けての活動」です。今回は「遺言書の書き方」を特集します。

「エンディングノート」とは…？

自分が死んだ場合や、病気に罹り意思疎通が困難になった場合などを想定して、あらかじめ親族などへの要望や指示、あるいは自分史などを書き留めておく文書のことです。

自分の葬儀で望む方式や、財産分与に関する言及、残されたペットの処置などのような事柄や遺族などに対応方針を伝える手段として利用されています。



（１）遺言書とエンディングノートの違い

エンディングノートに遺産の分け方が書いてあっても、それを守る法的効力はありません。遺言書は法定された書き方で作れば法的効力があります。

（２）遺言書の種類

主に利用される遺言書の書き方は「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。

（３）自筆証書遺言の書き方のルール

すべての文章、日付、氏名を自分で書いて押印して作ります。代筆、代書やワープロで作成した遺言書は無効です。日付は年月日を記載します。違う内容の遺言書が見つかった場合は後の日付の遺言書が有効となりますので、日付の記載は重要です。

費用がほとんどかからず作れるメリットはありますが、自分（又は家族等）で保管しなければならないため、紛失や家族に書き換えられるリスクがあります。また、遺言の執行には家庭裁判所の手続きが必要で時間がかかります。

（４）公正証書遺言作成のルール

公正証書遺言は公証役場で公証人が作成します。遺言書の内容は事前に公証人と打ち合わせ、作成する時は証人２名が立ち会い、公証人が遺言者に遺言書

の内容を確認し、署名・押印して作成します。原本は公証役場で保管するので紛失・改ざんのリスクはありません。

家庭裁判所で手続きをする必要はないので、すぐに相続手続きができるメリットがあります。ただし、公証役場の手数料がかかることや、遺言内容を公証人、証人等の第三者に知られてしまうデメリットがあります。

(5) 遺言書は書き直せます

遺言書を書いた後に気が変わり、遺産の分け方を変えたいになったら、いつでも書き直せます。そのため、書くのが早すぎるということはありません。

遺言書があることで相続手続きの遺産分けでもめるリスクを軽減することができます。

遺言書は認知症や重病の方は自分で作れません。たいして財産はないから、うちの家族は仲がいいから遺言書は必要ないと思っけていても、念のため書いておくに越したことはありません。元気なうちに、遺言書を書いておくことを考えてはいかががでしょうか。



「無料点検をします」などと訪ねてきた営業マンの「買い替えなどをすすめる」誘いにご注意ください！

「無料で柱の耐震性の点検をします」と訪ねてきた親切な販売員や営業マンから「早く耐震工事をしないと地震がきたら心配です」などと言われて契約すると、手を替え品を替え、次々と新たな契約をもちかけられる事例が多発しています。一例として、耐震やリフォームなどの改修工事、浄水器や布団の販売などがあります。

このような場合は、一人で判断せず契約の前に消費生活センターまでお気軽にご相談ください。周りの方も「あれ？」と思ったら、まずご相談を！



**清瀬市消費生活センター相談専用（電話：042-495-6212）または
消費者ホットライン（電話：局番なし 188）**

お墓について… あなたはどのように考えますか？



近年は家族構成や社会の価値観の変化によりお墓に対する考え方も大きく変わってきています。
家制度による先祖代々の墓に入る方は減少し、自分の墓は自分で、あるいは墓は不要という方も増えています。あなたはどのように考えますか？

埋葬方法の種類

墓地

- 先祖代々の墓に埋葬する。
- 新しく墓を購入し埋葬する。

納骨堂

遺骨を収蔵する屋内型の施設でロッカー型、マンション型などがある。
継承者は不要で期限が定められていることが多い。



樹木葬

墓地として許可を得た場所に埋葬し、墓石の代わりに樹木を墓標とする墓のこと。樹木墓地（じゅもくぼち）、樹林墓地（じゅりんぼち）とも言う。

合葬式墓地

血縁のない不特定多数の人たちと共同で埋葬される墓。骨壺で収納する場合と遺骨だけを埋葬するところがある。

散骨について

山や海に粉状にした遺骨を撒く自然葬のこと。

※散骨は「墓地、埋葬等に関する法律」に規定されていない行為であるため、法による手続きはありませんが、近隣トラブルや風評被害が生じないように、環境や人々の宗教的感情に十分に配慮することが必要です。詳しくは東京都福祉局のホームページで「散骨に関する留意事項」をお読みいただき、地元の自治体にも確認することをお勧めします。

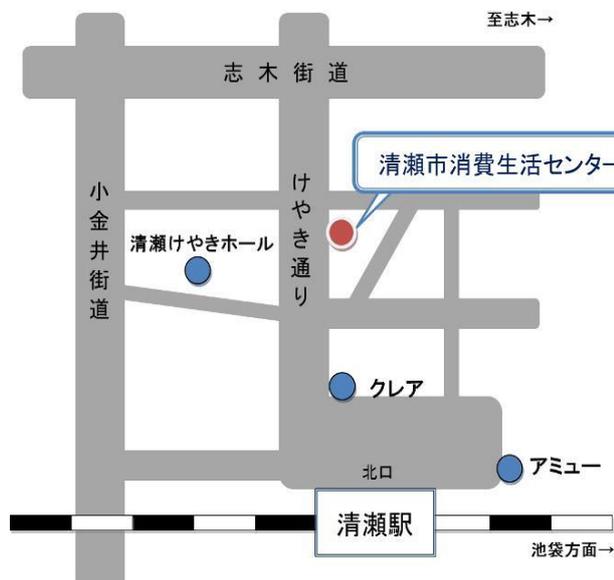
清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17
【電話】 042(495)6211
【FAX】 042(495)6221
【開館時間】午前9時～午後10時(月～土曜日)

消費生活相談

【相談専用電話】 042(495)6212
【相談時間】 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

※「ちえのわ」の音訊CDを製作しています。
ご希望の方はご連絡下さい。



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。